

繰越明許費補正

翌年度に繰り越して使用する繰越明許費は、今年度も都市防災総合推進事業や道路新設改良事業など、総額1億6550万円を繰越とした。

主な繰越明許費

・大井川馬荷線道路改良

2200万円

■都市防災総合推進事業

7300万円

【内訳】

・浮津集会所整備

3920万円

・出口集会所屯所整備

2940万円

・防災子ども安全事業

440万円

■町道新設改良事業

9250万円

【内訳】

・有井川線法面復旧

4千万円



・湊川線道路改良

1800万円



・シダ坂藤本線橋梁修繕

700万円

・小黒ノ川荷稻線橋梁修繕

550万円

職員の給与改定に伴う補正予算と条例改正

人事異動等、及び国の人事院勧告による職員の給与改定に伴う人件費の調整により、平成30年度補正予算7件と条例の一部改正2件。

平成30年度補正予算7件

●一般会計【補正6号】

4033万円を減額、

総額103億2890万円に。

●介護サービス事業特別会計

25万円を増額、総額1

753万円に。

●給与等集中処理特別会計

3998万円を減額、

総額15億2341万円に。

●国民健康保険直診特別会計

23万円を減額、総額8

482万円に。

●国民健康保険事業特別会計

231万円を追加、総

額19億3543万円に。

●水道事業特別会計

140万円を増額、総

額2億6983万円に。

以上の7件は、

可決(全員)

●介護保険事業特別会計

67万円を減額、総額17

億2634万円に。

条例の一部改正2件

勧告どおり

職員給与引き上げ

●一般職の職員の給与と条例の一部改正

町は、これまでも国の人事院勧告を尊重してきており、今回も勧告どおりの実施とする条例改正。

月例給は、民間給与との較差0・16%を埋めるため、初任給、若年層に重点を置いて俸給表の水準を引き上げることとし、平成30年4月1日よりの実施としている。

また、賞与は、0・05月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分することとし、公布日よりの実施としている。

可決(全員)

医師の初任給手当限度額引き上げ

●拳ノ川診療所に勤務する医師の給与条例の一部改正

国家公務員の給与法の一部改正に伴う人事院規則の改正による一部改正で、主に初任給調整手当の限度額の引き上げを行うもの。

可決(全員)



常勤医師の就任が待たれる拳ノ川診療所